省　令

○総務省令第六十二号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、及び地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号）第三条第一項の規定に基づき、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第一項に規定する郵便局の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月三日

総務大臣　川端　達夫

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第一項に規定する郵便局の基準を定める省令の一部を改正する省令

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第一項に規定する郵便局の基準を定める省令（平成十九年総務省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「、登録原票の写し等」を削り、同条第二号中「第六号」を「第五号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

○総務省令第六十三号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）及び郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行に伴い、並びに地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号）第七条の規定に基づき、納税証明書、住民票の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月三日

総務大臣　川端　達夫

納税証明書、住民票の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令の一部を改正する省令

納税証明書、住民票の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令（平成十三年総務省令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「第四号又は第六号」を「第三号又は第五号」に改める。

第二条中「同項第四号」を「同項第三号」に、「同項第六号」を「同項第五号」に、「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「第四号又は第六号」を「第三号又は第五号」に改める。

第三条第一項中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。ただし、第一条及び第二条の改正規定中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める部分並びに第三条第一項の改正規定は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行の日から施行する。

○総務省令第六十四号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十四条第九項の規定に基づき、納税証明書、住民票の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月三日

総務大臣　川端　達夫

納税証明書、住民票の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部を改正する省令

納税証明書、住民票の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令（平成十八年総務省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四号又は第六号」を「第三号又は第五号」に改める。

第二条中「同項第四号」を「同項第三号」に、「同項第六号」を「同項第五号」に、「第四号又は第六号」を「第三号又は第五号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

○総務省令第四号

○法務省令第四号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十四条第九項の規定に基づき、戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月三日

総務大臣　川端　達夫

法務大臣　滝　　実

戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部を改正する省令

戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令（平成十八年総務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第三十四条第一項第五号」を「第三十四条第一項第四号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

○文部科学省令第二十五号

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条及び第九十条第一項の規定に基づき、就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則及び高等学校卒業程度認定試験規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月三日

文部科学大臣　平野　博文

就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則及び高等学校卒業程度認定試験規則の一部を改正する省令

（就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則の一部改正）

第一条　就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第六条及び第七条中「願い出」を「願出」に改める。

第九条第一項第二号中「（日本の国籍を有しない者については、外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）の規定による登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書）」を削り、同項第三号中「手札形の」を削る。

（高等学校卒業程度認定試験規則の一部改正）

第二条　高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し及び同条第二項中「試験」を「高等学校卒業程度認定試験」に改める。

第四条第一項中「試験科目」を「高等学校卒業程度認定試験の試験科目（以下「試験科目」という。）」に改める。

第五条第一項及び第二項の規定中「願い出」を「願出」に改め、同条第四項中「専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に定めるもの」を「学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第三号の規定に基づく指定を受けている専修学校の高等課程」に、「願い出」を「願出」に改め、同条第五項中「願い出」を「願出」に改める。

第七条第一項第二号中「（日本の国籍を有しない者については、外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）の規定による登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書）」を削り、同項第四号中「試験」を「第五条第一項から第五項までの規定に基づく試験」に改め、同条第三項を次のように改める。